

高松市文化芸術活動補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費の一部を補助することにより、自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興と発展に寄与することを目的とする。

（補助金交付団体）

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、次に掲げる要件を満たす団体でなければならない。

- （1） 市内に事務所又は活動の拠点を有すること。
- （2） 団体の規約等を有し、かつ、その代表者及び代表者の住所が明らかであること。
- （3） 事業を実施するに当たり、明確な会計経理がなされ、又はなされると認められること。
- （4） 事業実績があり、又は事業が完遂できると認められること。
- （5） 会社その他の営利団体でないこと。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 市内において実施され、かつ文化芸術活動の成果を広く市民に公表する事業で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 舞台芸術（音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等）の公演
 - イ 美術工芸作品、生花等の展示
 - ウ お茶会、歌会等の開催
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、地域の文化芸術の振興と発展に資すると認められる事業
- （2） 前号に該当する事業のうち、3年以上の間隔を置いて実施される記念事業、周年事業等であって、通常の文化芸術活動事業に比べて、その内容や規模を拡充して実施するもの
- （3） 高松市が実施する文化芸術の発展に寄与するための取組と連携して募

集する事業については、第 1 号に規定する事業のうち、特定の分野に限って事業の募集を行うことができるものとし、その場合においては、前号の「3 年以上の間隔を置いて実施される」とする規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助対象事業としない。

(1) 営利を目的とする事業

(2) 特定の政治団体、宗教団体又は営利団体の宣伝を目的とする事業

(3) 学校の部活動その他の学校教育に関する事業

(補助金の交付)

第 4 条 市長は、補助対象事業を実施するものに対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する事業については、一の年度につき一の補助対象事業に限る。

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、会場借上料、会場設営・撤去費、看板製作費、ポスターちらし・入場整理券印刷費その他の補助対象事業の実施に必要と認められる経費とする。

(補助金の額等)

第 6 条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 3 条第 1 項第 1 号に規定する補助対象事業 補助対象経費の合計額に当該年度において 2 分の 1 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額（その額が自己負担額（補助対象事業の実施に要する経費から補助対象事業の実施に伴う入場料、広告料収入、寄附金その他の収入を控除した額をいう。以下この項において同じ。）の 2 分の 1 の額又は 2 5 万円のいずれか少ない額を超えるときは、当該少ない額）

(2) 第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する補助対象事業 補助対象経費の合計額の 2 分の 1 以内の額（その額が自己負担額の 2 分の 1 の額又は 7 0 万円のいずれか少ない額を超えるときは、当該少ない額）

2 前項各号の補助金の額に 1 万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前審査)

第7条 第3条第1項第2号及び第3号に規定する事業を実施しようとするものは、当該事業が次に掲げる基準を満たしているかどうかについて、あらかじめ市長の審査を受けなければならない。

- (1) 芸術性において、相当の水準にあること。
- (2) 通常の事業と比べて規模が大きく、内容が拡充していること。
- (3) 地域文化の創造と振興に資する等の事業効果が十分に見込まれること。
- (4) 第3条第1項第3号に規定する事業を実施する場合においては、第1号から前号までに掲げる規定に加えて、当該連携する取組に関連して別に設ける審査基準を満たすこと。

2 前項の審査は、高松市文化芸術活動補助金評価員（以下この条において「評価員」という。）の評価を参酌して行うものとする。

3 評価員は、文化・観光・スポーツ部長及び市長が委嘱する学識経験者4名をもって充てる。

4 評価員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(交付申請)

第8条 補助金の交付申請は、別に定める申請受付期間内に所定の書式によりしなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

(高松市交付金等交付規則の適用)

第10条 前2条に定めるもののほか、補助金の交付手続等必要な事項については、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）の規定を適用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 補助金の交付に係る申請その他必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の高松市芸術文化活動補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）による補助金の交付を受けた回数が 4 回以上である団体及び現に改正前の要綱による補助金の交付の対象となった回数が 4 回以上である事業に対する改正後の第 2 条第 6 号及び第 3 条第 2 項第 5 号の規定の適用については、これらの規定中「4 回」とあるのは、「平成 19 年度以降において 1 回」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高松市文化芸術活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱（平成 19 年 4 月 1 日施行）による改正前の高松市芸術文化活動補助金交付要綱による補助金の交付を受け当該補助対象事業を実施した回数が 4 回以上である補助対象事業に係る改正後の第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「5 回以下」とあるのは「平成 19 年度以後において 2 回以下」と、同項第 2 号中「6 回以上」とあるのは「平成 19 年度以後において 3 回以上」とする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 11 条から第 13 条までの改正規定は、同 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。